

検査費用助成の手順

フォローアップの対象者が**肝疾患専門医療機関**において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。
 なお、助成回数は**初回精密検査は1回、定期検査は初回精密検査を含んだ場合でも年2回（世帯あたりの市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の者）**とする。

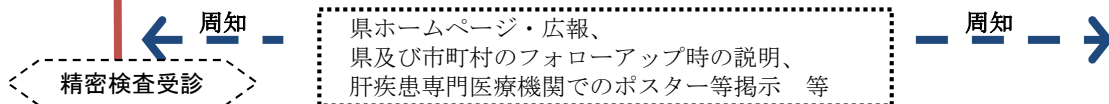
① 対象者

○ 初回精密検査

- 以下の全ての要件に該当する者
- ・医療保険各法等の規定による被保険者、被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - ・1年以内に県、市町村、医療機関又は職域健診で実施した肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ・フォローアップに同意した者

○ 定期検査

- 以下の全ての要件に該当する者
- ・医療保険各法等の規定による被保険者、被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
 - ・住民税非課税世帯に属する者
 - ・フォローアップに同意した者
 - ・肝炎治療費助成受給者証の交付を受けていない者



② 初回精密検査費用の請求

○ 対象者は県福祉保健所、県健康対策課に以下の書類を提出（郵送可）

- ・肝炎検査費用請求書（別添様式7-1）
 - ・医療機関の領収書、診療明細書
 - ・肝炎ウイルス検査の結果通知書
 - ・フォローアップの参加同意書（別添様式5）
 - ・職域健診検査証明書
 - ※県のフォローアップ同意者は省略化
- ※対象者が保有している場合に限る

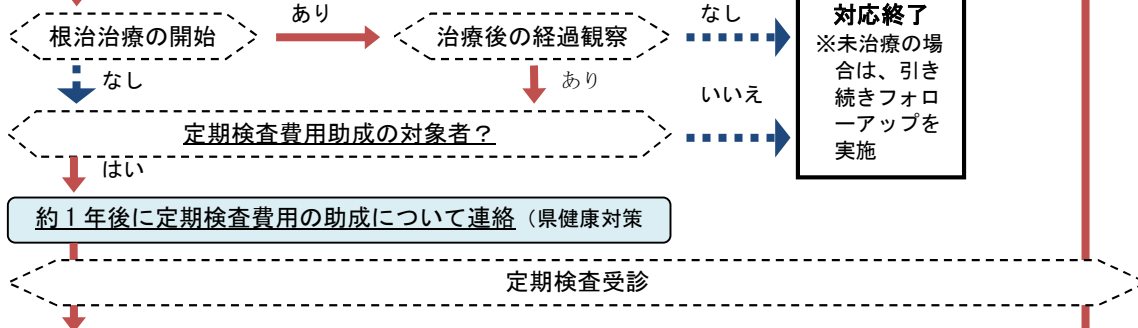
検査費用の支払（県健康対策課）

※助成対象費用

初診料（再診料）及び下記の検査に関連すると県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

- ・血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査
- ・肝硬変・肝がんの場合は、CT撮影又はMRI撮影（造影剤の加算も可）

※フォローアップにより治療状況確認（各福祉保健所）



③ 定期検査費用の請求

○ 対象者が直接、県健康対策課に以下の書類を提出（郵送可）

- ・肝炎検査費用請求書（別添様式7-4）
 - ・医療機関の領収書、診療明細書
 - ・医師の診断書※1（別添様式10）
 - ・世帯全員の住民票の写し及び世帯全員の市町村民税の課税年額証明書※2
 - ・フォローアップの参加同意書（別添様式5）
- ※1、※2は要件を満たせば省略可
- ※初回精密検査の費用助成時等で、既に県のフォローアップに同意している者は省略化